

V 第92号議案 神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の件

第92号議案

神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の件

神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年3月条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在する時は、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(道路移動等円滑化基準)	(道路移動等円滑化基準)
第6条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の条例で定める基準は、 <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号。以下この条において「省	第6条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の条例で定める基準は、 <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号。以下この条において「省令」という。）第2条から <u>第37条</u> まで及び同令附則第2項

令」という。) 第2条から第48条まで及び同令附則第2項から第6項までに定めるところによる。

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき省令第45条第4項の規定を適用する場合には、同項中「その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により」とあるのは「(これにより難い事情がある場合にあっては、市長が認める色)とし、及び」と、「色と」とあるのは「よう周囲の路面との輝度比を確保」とする。

4 [略]

5 前各項に定めるもののほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設は、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)第13条第1項に規定する特定施設整備基準に適合するものでなければならない。

から第6項までに定めるところによる。

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき省令第34条第2項の規定を適用する場合には、同項中「その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により」とあるのは「(これにより難い事情がある場合にあっては、市長が認める色)とし、及び」と、「色と」とあるのは「よう周囲の路面との輝度比を確保」とする。

4 [略]

5 前各項に定めるもののほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路は、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)第13条第1項に規定する特定施設整備基準に適合するものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について

1. 趣 旨

「道路法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」の改正に伴い、「神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例」の一部を同様の内容に改正する。

2. 法令の改正内容

- ・「道路法」の改正
 - ⇒特定車両停留施設の追加
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正
 - ⇒旅客特定車両停留施設の追加
- ・「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」の改正
 - ⇒旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準の追加

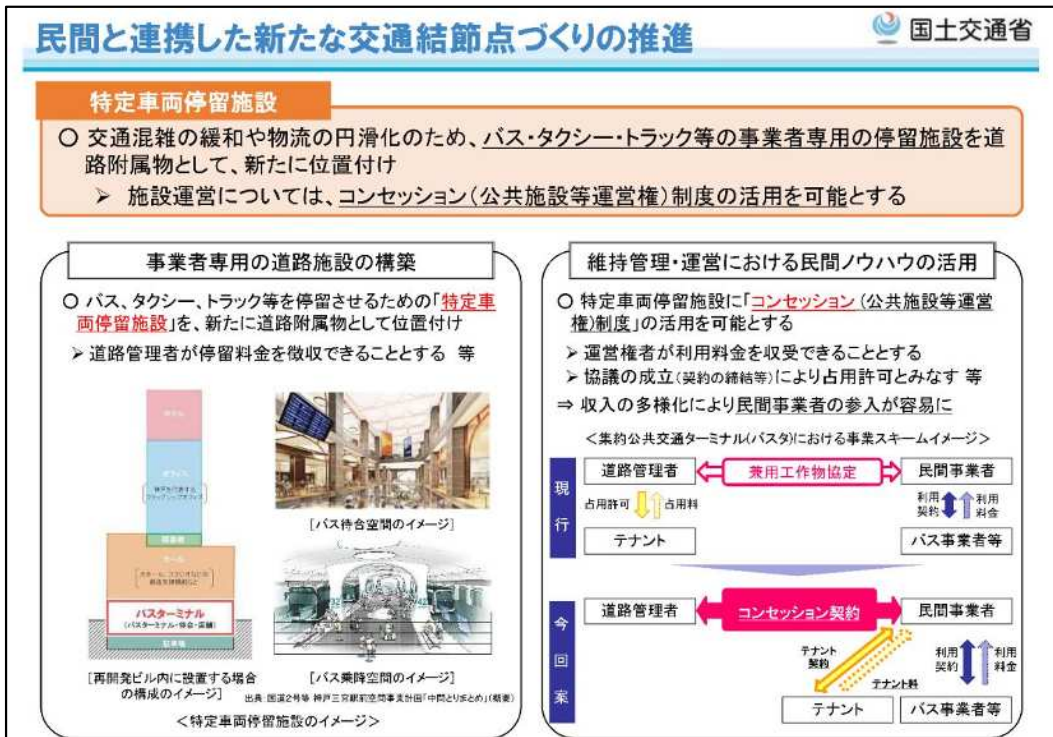
上記の改正に伴い、神戸市条例の該当部分の改正を行う。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

(参 考)

- ①特定車両停留施設：道路の交通混雑の緩和を図る目的で、バス、タクシー、トラックなどのあらかじめ指定された特定車両のうち、停留の許可を受けた車両を同時に2台以上停留させる施設で、道路付属物として道路管理者が設けるもの。
- ②旅客特定車両停留施設：特定車両停留施設のうち、公共交通機関を利用する旅客の為の乗降、待合い等の施設。※トラック等物流の場合、旅客の為にならないため該当しない。



(令和2年2月4日国土交通省プレス「道路法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 抜粋)